

計画策定専門調査会（第1回）及び監視専門調査会（第26回）議事録

- 1 日時 平成26年11月20日（木） 13:00～15:00
- 2 場所 中央合同庁舎第8号館1階講堂
- 3 出席者

〈計画策定専門調査会〉

- | | | |
|----|--------|--------------------------|
| 会長 | 鹿嶋 敬 | 実践女子大学教授 |
| 委員 | 岩田 喜美枝 | 公益財団法人21世紀職業財団会長 |
| 同 | 岡本 直美 | 日本労働組合総連合会会長代行 |
| 同 | 工藤 由貴子 | 横浜国立大学准教授 |
| 同 | 五條 満義 | 東京農業大学准教授 |
| 同 | 佐藤 博樹 | 中央大学大学院戦略経営研究科教授 |
| 同 | 鈴木 準 | 株式会社大和総研主席研究員 |
| 同 | 高橋 史朗 | 明星大学教授 |
| 同 | 種部 恭子 | 医療法人社団藤聖会女性クリニック We 富山院長 |
| 同 | 天日 隆彦 | 読売新聞東京本社論説委員 |
| 同 | 西 希代子 | 慶應義塾大学大学院法務研究科准教授 |
| 同 | 二宮 正人 | 北九州市立大学教授 |
| 同 | 林 文子 | 横浜市長 |
| 同 | 宗片 恵美子 | 特定非営利活動法人イコールネット仙台代表理事 |

〈監視専門調査会〉

- | | | |
|----|--------|------------------------------|
| 会長 | 鹿嶋 敬 | 実践女子大学教授 |
| 委員 | 二宮 正人 | 北九州市立大学教授 |
| 同 | 松下 光恵 | 特定非営利活動法人男女共同参画フォーラムしずおか代表理事 |
| 同 | 宗片 恵美子 | 特定非営利活動法人イコールネット仙台代表理事 |

（注）鹿嶋会長、二宮委員、宗片委員は両専門調査会委員を兼任

4 議事次第

- 1 開会
- 2 有村大臣あいさつ
- 3 委員あいさつ
- 4 計画策定専門調査会運営規則について
- 5 第3次男女共同参画基本計画の概要等について
 - （1）第3次男女共同参画基本計画の概要
 - （2）男女共同参画をめぐる状況
- 6 第4次男女共同参画基本計画の策定・第3次男女共同参画基本計画のフォローアップの進め方について

7 自由討議

8 閉会

5 配布資料

- 資料 1 - 1 計画策定専門調査会委員名簿
- 資料 1 - 2 監視専門調査会委員名簿
- 資料 2 計画策定専門調査会運営規則（案）
- 資料 3 第 3 次男女共同参画基本計画の概要
- 資料 4 - 1 男女共同参画の現状
- 資料 4 - 2 第 3 次男女共同参画基本計画における成果目標／参考指標の動向
- 資料 5 - 1 第 4 次男女共同参画基本計画策定のスケジュール及び体制
- 資料 5 - 2 第 3 次男女共同参画基本計画のフォローアップの進め方について（案）

6 参考資料

- 参考資料 1 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な考え方について（諮問）
- 参考資料 2 成果目標の関連データ

7 議事録

○伊藤調査課長 それでは、まだいらっしゃっていない先生もおられますけれども、定刻になりましたので、ただいまから男女共同参画会議計画策定専門調査会及び監視専門調査会の合同会議を開催したいと思います。

まず初めに、有村内閣府特命担当大臣、男女共同参画担当大臣からごあいさつをいただきますと思います。大臣、よろしく願いいたします。

○有村大臣 先生方、今日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

内閣府の特命担当大臣として男女共同参画を担当いたしております、参議院議員の有村治子でございます。

本日は鹿嶋会長様はじめ、皆様お忙しいところ御出席をいただきまして、ありがとうございます。

計画策定専門調査会の委員の皆様におかれましては、就任を御快諾いただき御礼を申し上げます。

先般開催されました男女共同参画会議におきまして、安倍総理から、第 4 次男女共同参画基本計画の策定に当たっての基本的な考え方について諮問をいただきました。この合同会議におきましては、第 4 次基本計画の策定に先立ちまして、現行の第 3 次計画のフォローアップをお願いいたしたいと存じております。

委員の皆様、先生方の豊富な御経験あるいは洞察力、御知見から政府の取組状況をしっかりと検証していただいて、また、モニタリングもしていただいて、よりよい日本の未来に向けての御意見をいただければありがたいと存じております。

総理が重大な決断ということを御発表された後でございますが、日本にとって重要なこ

とは、何ら遅滞なくしっかりと進めていくことが極めて大事だと認識しておりますので、今日私も可能な限り在席をさせていただきます。拝聴もいたしたいと存じております。どうぞよろしくお願いいたします。

○伊藤調査課長 ありがとうございます。

それでは、ここで冒頭のカメラ撮りを終了させていただきたいと思いますので、退室の方よろしく願いいたします。

それでは、まず初めに計画策定専門調査会設置の経緯等について、事務局から御説明をさせていただきます。

それでは、推進課長から御説明させていただきます。

○大地推進課長 推進課長の大地と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

お配りさせていただいております参考資料1のとおり、先月6日の男女共同参画会議におきまして、男女共同参画基本計画策定に際しての基本的な考え方について、総理から諮問が行われ、それを受けて男女共同参画会議のもとに計画策定専門調査会が設置されたところでございます。

計画策定専門調査会は、資料1-1に名簿を配付させていただいておりますが、こちらにございますとおり、男女共同参画会議の12名の委員と、新たに任命された10名の専門委員、合わせて22名で構成されているところでございます。

会長につきましては、男女共同参画会議の運営規則によりまして、議長が指名することとされておりまして、鹿嶋委員が指名されております。

今後、基本計画の策定に向けての御議論をどうぞよろしくお願いいたします。

○伊藤調査課長 それでは、監視専門調査会につきましても、鹿嶋委員が会長ですので、ここからの議事進行につきましては、鹿嶋会長にお願いしたいと思います。それでは、鹿嶋会長、よろしくお願いいたします。

○鹿嶋会長 どうも皆さん、お忙しい中ありがとうございます。

計画策定専門調査会、監視専門調査会の会長を務めさせていただくことになりました鹿嶋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

後ほど事務局から説明していただきますが、先月の男女共同参画会議におきまして、まず計画策定専門調査会と監視専門調査会が合同で、現行の第3次男女共同参画基本計画についてフォローアップすることになっております。

本合同会議におきましては、先ほど大臣もおっしゃってございました、第3次計画のフォローアップを行いまして、その方向性を踏まえまして、計画策定専門調査会において次期計画策定の方向性や全体的な方針についての議論を行っていただきたいと思いますと考えております。

私は監視専門調査会に所属していたのですが、今回で26回目だそうです。計画策定専門調査会は第1回の会合となります。ただ、合同会議ということもありますので、自己紹介を私からすることになっておりますので、ごあいさつを申し上げまして、引き続き委員の皆さんから自己紹介を簡単にお願いできればと思っております。

順序につきましては、資料 1-1 が計画策定専門調査会委員名簿であります。そちらの委員の皆さんがまず先行していただきまして、次に資料 1-2、こちらは監視専門調査会の委員名簿であります、その順番でお願いいたします。

恐縮ですが、時間の関係で 1 人につき 1 分以内だそうですので、どうぞよろしくお願いいたします。

私が最初にあいさついたします。座ったままであいさつさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

現在は実践女子大学で教鞭をとっております。教えているのは女性労働を中心とした女性労働論とかジェンダー論とかダイバーシティ論とか、論ばかりで、学と名のつくものが家族社会学程度であります。

2005 年まで日本経済新聞に勤務しておりまして、論説委員、編集委員、それから、編集局の部長とか局次長を経まして、現在は大学で教鞭をとっている次第です。新聞記者時代は、男女雇用機会均等法を中心に女性労働の流れを追ってきましたが、大学に行ってからは男女共同参画社会の形成にポイントを置いた研究・活動しております。

専門調査会でいろいろお世話になると思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、あいうえお順で計画策定専門調査会の皆様からどうぞよろしくお願いいたします。

○岩田委員 岩田喜美枝と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

私は労働省で約 30 年ぐらいおりまして、そのときに女性労働問題についても担当したことがございました。それから資生堂に移りまして、企業経営という仕事を 10 年近くやりまして、その後、今はフルタイムの仕事はしておりませんが、幾つかの会社の社外役員ですとか、幾つかの非営利団体の役員をしております。

そのうちの 1 つが 21 世紀職業財団でございまして、これは企業の中で女性がもっと活躍できるようにということで、企業向けにいろいろサービスを提供しているという公益財団法人でございまして。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○岡本委員 労働組合、連合で会長代行をしております岡本です。

NHK と関連団体の労働組合の議長を兼務しております。私の出身のマスコミ業界もこの第 3 次計画の重点分野になっていたのですが、やっと、本当にやっとワーク・ライフ・バランスに目が向いてきたなど実感しているところです。

私は第 3 次計画の策定にも携わりましたので、この間できたこと、できなかったこと、なぜできなかったのかということを中心にきちんと議論していければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○工藤委員 横浜国立大学の工藤と申します。よろしくお願い申し上げます。

今日は横浜からまいりまして、ちょっと遅れまして大変失礼いたしました。

今は家政学、家庭科教育の親、母体となる学問ですけれども、家政学及び老年学というものを母体に学生と向き合っております。

2年前までは、文部科学省で教科書調査官というものをやっております、小中高の家庭科の教科書を全て読みながら、この課題、ジェンダーのイクォリティというものがきちんと教科書の中にも反映されているかどうかということをしていました。どうぞよろしくお願いいたします。

○五條委員 東京農業大学の五條と申します。

農山漁村分野では、男女共同参画の取組について現場の関係者が軸となり一生懸命に推進しております。例えば農業委員への女性の登用については、男女共同参画基本法ができる前は全国で1%台という状況でありましたけれども、さきの白書でも発表されていますように、まだ目標にはおよそ達してはいませんが、全国で6%を超えています。これは中央官庁の課長級以上の女性のパーセントよりも、農業委員のパーセントの方が多くなっているという状況です。

農山漁村分野では、女性の方々の経営参画、社会参画、資産形成という観点を当面の重点課題として進めております。

私は農業の担い手問題について力を入れて勉強しております、特に家族経営協定のことについて深めてきたということです。第2次計画、第3次計画でも専門調査会に加わせていただいて御指導賜りました。今回もどうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤委員 中央大学の佐藤博樹です。よろしくお願いいたします。

まだこの肩書きになれていなくて、9月の末で東京大学を退職して、10月から今のビジネススクールに移ったばかりです。

専門は人事管理で、そういう意味で企業の中の人材活用について勉強させていただいております。具体的には最近ワーク・ライフ・バランス支援であるとか、その中でも最近仕事と介護の両立支援とか、女性活用推進ということを、特に企業の方と共同研究しながら勉強させていただいております。

男女共同参画会議について、かなり割合早い時期から、多分、鹿嶋会長と同じぐらいからかかわらせていただいておりますので、そういう経験を踏まえて御協力できればと思っております。よろしくお願いいたします。

○鈴木委員 大和総研の鈴木と申します。よろしくお願い申し上げます。

私は民間のシンクタンクにおきまして、いろいろな調査研究を行い、各方面のお客様に情報を提供するという仕事をしております。

分野は経済政策全般でございますけれども、景気・経済、産業、労働市場、地域経済ですとか、最近ですと人口動態、政府財政、社会保障といったところのリサーチをしております。

大枠で申し上げますと、日本の経済社会の長期的な経済発展や持続可能性の確保をテーマにしてございまして、私は男女共同参画社会の実現というのは、日本経済の成長にとっても極めて重要でありますし、社会の持続可能性を高めていく、確保するためにも大変重要な課題であるという認識を持っております。

微力ではございますが、議論に参加させていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○高橋委員 明星大学の高橋史朗と申します。よろしくお願いいたします。

私は専門は戦後の教育改革の歴史を調べておりますが、埼玉県教育委員長のさせていただいたり、民間で親と教師の研修を親学とか師範塾を立ち上げて、10年近くそれに全力をあげております。

男女共同参画につきましては東京都とか仙台市、荒川区で審議にかかわらせていただきました。いろいろと世間を騒がしておりますが、男女共同参画を否定しているわけではございませんので、どうぞよろしくお願いいたします。

○種部委員 富山県の産婦人科医の種部と申します。

産婦人科の小さなクリニックの勤務医でございます。昨年1月まで同じこの男女共同参画会議の中の女性に対する暴力に関する専門調査会の専門委員を務めさせていただいておりました。今も性犯罪被害に遭った女性の証拠採取をする指定医療機関に今年指定されましたので、現場ではそのようにして働いております。

この男女共同参画に関しましては、ちょうど女性のキャリア形成の時期というのが女性の妊娠、出産に最も適した時期とぴったり一致しているということで、初産年齢が30歳を超えてしまい、トレードオフに非常に苦しんでいる女性が多いということで、女性の健康を向上させることなしに男女共同参画は推進できないと考えております。そうしたことににつきまして、今、日本産科婦人科学会というところで特任理事というものを務めておまして、若い女性の健康向上を支えるための仕事を中心的に、役割を担っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○天日委員 天日と申します。

読売新聞の論説委員をしております。私が男女共同参画に初めて記事を通じてかかわるようになったのが、今から11年前、2003年のことです。論説委員になってすぐの時だったのですが、当時は男女共同参画局長、今、昭和女子大にいらっしゃる坂東眞理子さんが局長のときだったのですが、その時に、今よく言われています2020年までに指導的地位に占める女性の比率を30%程度にする。その目標を掲げた「女性のチャレンジ支援策」の報告書がちょうど出された時で、それが私が最初に書いた社説だったということで非常に印象に残っております。

若い女性記者はふえているのですが、女性の幹部はなかなか少ない。私が論説委員になった時も、うちの社には女性の論説委員はおりませんでした。もっとも、今は次第に増えてきております。男女共同参画の問題はすべて女性論説委員に引き継ごうと思っていたところで、今回のお話がありまして、引き続き取り組みを続けていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○西委員 慶應義塾大学の西希代子と申します。

専門は民法でございまして、特に最近では生殖補助医療や児童虐待などの親子に関する問

題や相続に関する問題など、家族にかかわる法制度について研究しております。御覧のとおり大変な若輩でございまして、このような場にふさわしくない気もしておりますけれども、ちょうどまさに出産、育児、社会復帰という問題に直面している世代でございまして、周りの友人にも悩み、苦しんでいる人がたくさんおります。そういう中におりますので、これから日本がどうあるべきかという視点とあわせまして、自分たちにとってどういう社会が望ましいのか、あるいはどういう社会なら希望が持てるのかという観点から考えさせていただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○二宮委員 北九州市立大学の二宮と申します。どうぞよろしく願いいたします。

専門は国際法です。実際に国連の関係の仕事とかをさせていただいておまして、国連開発計画が出している人間開発報告書の日本語版の監修の作業などをさせていただいております。

この男女共同参画に関しては、監視専門調査会に第1回から参加させていただいておまして、審議に加わらせていただいております。国際人権条約、結んだだけでは目的は実現されません。国内実施がどう動いていくのか。そのプロセス、生で見られる機会を与えてもらって感謝しています。これからもどうぞよろしく願いいたします。

○林委員 横浜市長をさせていただいております林文子でございます。どうぞよろしく願いいたします。

昭和40年、1965年に高校を卒業して働き始めました。当時、女性は丁稚奉公でございまして、男性の仕事にはほとんど就けない。特別なスキルがあれば別ですが、8割が高卒の女性でございました。

それから長く働いて、ちょうど今年で50年間、一度も家庭の中だけに入るといったことはしないでまいりました。

横浜市長になる前、10年強、経営職をやらせていただきました。いずれも小売業でございまして、自動車販売の世界と流通・小売の世界で働きました。これらの業界もトップマネジメントから、その他の重要な指導的な立場にいる方は男性という環境の中でございます。

横浜市長への立候補について要請をいただいたとき、本音を申し上げますと、何としても自分の体験を生かしたいと思っていましたが、一企業のトップをやっているだけではまだまだ女性の子育て支援と活躍支援ができない。しかし、370万の横浜市長であればそれが実現できるのではないかという気持ちで立候補させていただきました。

そして本当に時代が変わり、おかげ様で安倍総理が大きな声で経済成長戦略の核になると仰っていただいて、このような時代が来たことが、少し大げさかもしれませんが、夢のような感じもしております。

この委員に基礎自治体の私どもを選んでいただきましたが、国が定める法律や基本計画を実際に実行するのは市町村です。3層、国、広域自治体、基礎自治体とございますが、私たちが頑張らなければいけないという意味で、ぜひこの会でも現場の声をお届けできれ

ばと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○宗片委員 イコールネット仙台の宗片と申します。どうぞよろしく願いいたします。

私どもの団体は、男女共同参画をテーマに幅広い取組をしております。事業の一環としては、仙台市の男女共同参画推進センター、エル・パーク仙台でというものがありますが、そちらの中で市民活動の支援を委託を受けて行っております。震災が発生する前から、防災復興については大変重要なテーマと捉えておりまして、男女共同参画の視点で支援活動、調査活動、そして防災に関する女性の人材育成などに取り組んでいっております。

来年3月には仙台で国連防災世界会議が開催されます。ることになっておりまして、私どもの職場でありますエル・パーク仙台も、女性と防災のテーマ館として関連事業の会場となります。それに向けて今、準備を進めているところでございまして、市民参加のいわゆる男女共同参画の視点で、市民の立場から世界に向けて私どもの体験と教訓を発信していきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○松下委員 静岡市女性会館の指定管理者をしております、フォーラムしずおかの松下と申します。よろしく願いいたします。

私は監視専門調査会の委員を務めさせていただいております。

日ごろは第3次計画に基づいて女性の活躍推進ももちろんなのですが、静岡市はいつ東海地震が起きてもおかしくないと言われておりますので、女性と防災とか、貧困など生活上の困難に直面している男女の支援に力を入れて、いろいろな事業を進めています。よろしく願いいたします。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

有村大臣から一言ございますので、どうぞよろしく願いいたします。

○有村大臣 それぞれの先生方のバックグラウンドやお考えを拝聴できて光栄でございました。

実はもともと私が退席後に先生方の自己紹介ということになっていたのですが、是非先生方の肉声、お考えをお伺いしたいということで、予定を変更していただいて、拝聴できる機会を与えていただきました。

自己紹介ということも含めてでございますが、現在、私はこの男女共同参画の担当以外に、女性活躍、少子化対策、規制改革、行政改革、国家公務員制度ということで内閣人事局が前大臣の強いリーダーシップで成立いたしましたけれども、その国家公務員の人事、QOLも含めてのワーク・ライフ・バランスということにも責任を負う1人でございます。また、消費者庁、食品安全の大臣でもございます。

7つの所管をいただいております。感じることを、お話を伺った上で御報告させていただきます。特にこの男女共同参画というのは、私は基本的にはとても大事なことでございまして、そもそも私の祖母の時代は、女性には政治に物を申すという意思表示ができる参政権自体がなかった。参政権が女性に与えられたということ自体、まだ70年たっておりません。それまでは男性ということで、しかも納税額が高い人しか政治に参画をできな

かったというのがつい直近までであった。今は当たり前のように、子供たちにもそれを信じてもらえないぐらい、そんな時代があったのかという感じですがけれども、実はその歴史というのはいくらも長くない。

そういう意味では、それぞれの先輩方が男女を問わず、理想の社会ということ掲げて、政治に物を申すというのは税金の多い少ないではないということで、それぞれ参画する社会がボイスを持つことということをやってきた歴史の中で、それぞれの部門の方々が一生懸命やってくださって今の姿があるということに、敬意と感謝と知恵と教訓を背負って私たちが未来につないでいかなければいけないという、そういう思いでございます。

実際に今回、「すべての女性が輝く政策パッケージ」というものを作らせていただいたり、いろいろなことを男女共同参画と女性活躍の方でさせていただいているのですけれども、担当大臣にならせていただいて2カ月ちょっとで痛感することは、この分野においても総論賛成、各論反対というのがかくも強いのかということを実は痛感しております。必ずしも皆さんが賛成というわけではないんだなということ、高橋先生も自ら揶揄しておっしゃっていましたが、相当皆様の思い入れが強い分野だなと思っております。

その中でも私たちが守らなければいけないことというのは、それぞれの立場、お考えがありますけれども、それぞれに歴史的背景もありますでしょうし、敬意を持って多様な意見を聞いていく。その上で、より主権者たる国民の皆さんが妥当だなと思ってもらえるようなものを出していくということ、そして、納税者の皆さんが、なるほど、いい施策を出しているなと思っただけのよう、安心していただけるようなラインを狙っていくことが大事かと思っております。

具体的に先生方にお力をいただきたいなと担当大臣として思っていることがございます。それは、委員の先生もおっしゃっていただきました長時間労働ということ。男女共同参画あるいは女性の活躍あるいは少子化対策という分野に連関するのですけれども、女性が本当に輝く社会ということを作っていく、男女ともに安心できる社会を作っていくためには、女性の活躍云々、少子化云々、男女共同参画云々と言うのであれば、まずは男性の働き方を変えてくれというふうに総理官邸でおっしゃる民間議員の方のお考えもありました。なるほどそうだというふうに思います。

そういう意味では長時間労働に対して、みんなこれは問題だとはわかっているけれども、ではどうやって意識や仕組みや、あるいは慣行を変えていって、男女ともに世代を問わず、老若男女みんなにとってプラスになるようなフックをいろいろ仕掛けていけるのかということ。

それにも関連をするのですけれども、男女共同参画で、家庭にも責任を負う、家庭経営、ホームマネジメントにも責任を負うということであれば、どのように男性の参画、これを私はお手伝いとは言いたくないですけれども、ともに家がちゃんと寄って立つように家庭機能がちゃんと発揮されるようにという意味では、男性も気持ちよく参画してもらおう。単にそれがすべきだという義務的なものではなくて、それが当然で、当たり前で、ともに男

女が家、内外、社会にとって責任を負うんだということを気持ちよく自然にやってもらえるためのどういう方策があり得るのか。それをそれぞれの個々の知恵というのではなくて、社会のノウハウにしていけたらなと思います。

ちょっと長くなって恐縮ですが、「よし、今日はパパが料理つくってやろう」と言っても、お茶碗も洗っていないくて、冷蔵庫にはその時買ったものがいっぱい腐りそうになっているというふうになると、お互いにとってもうんざりしてしまって、邪魔だから入らないでみたいになってしまうと、どちらにとってもマイナスなので、ちょっとハードルが高過ぎるのかなど。もっと最初からほめてほめて、加点方式で、男女がともに気持ちよく協力し合えて貢献を認め合えるということが、家庭というフェーズにおいても基盤的なところにおいても、実現し得るためにはもう少し気楽な仕組みがあってもいいのかなど思っております。

それから、種部先生がおっしゃっていただきました第1子の出産というのは、少子化対策という意味だけではなくて、男女の幸せということを考えても、これは避けては通れない議論だと思っております。先ほど委員がおっしゃっていただきました、女性が第1子を産む平均年齢が、私の記憶が間違っていなければ2011年から30歳を超えています。直近の2012年のデータでは30.3カ月と理解しております。これは1980年代で26歳でございましたから、まさに30年強で、実に4年間も全国平均でビハインドになっていることを考えますと、子供をどうやって減らさなくするかという、それだけの問題ではなくて、女性の幸せとか健康とか、心身の変化ということを考えていくと、第1子を適切な時に産みやすい、あるいは産みたいなと思える、あるいはそしてその希望がかなえられるということが、結果的に第2子、第3子を授かるという選択肢を持ち続けることにもなりますし、心身の負担も少ないということを見ると、社会のキャリアが一番大事な時ではございますけれども、そこをどのように気持ちよく、国家がこんなことを言う話ではないので、それぞれの主体的なプランニングとして第1子を授かるということを、気持ちよく主体的に選択していただけるような土壌をみんなでサポートしていけるかどうかということにかかっていると思っております。お知恵をいただきたいと思っております。

女性に対する暴力ということをおっしゃっていただきました。ここは私、男女共同参画、そして女性活躍という意味からも、非常に大事な部分だと思っております。担当大臣として申し上げるのがいいのかどうかはわかりませんが、女性に対する性暴力に対する対策というものは、随分と改善はなされてきた歩みはありますけれども、正直、まだまだだと思っております。7つの所管をいただいて、いの一番に現場に行かせていただいたのは、実は女性の性暴力被害者の救済の民間のシェルターでございました。

安全のためにどことは申し上げませんが、関東圏内の地域に行かせていただいて、ここはDVとか、あるいは児童虐待という法整備なりがなかなか進んでいないがゆえに予算がつかないとか、ある意味では制度の谷間にある分野でなかなか声が上がらないからこそ、アンダーグラウンド化をまだまだし続けているというふうに思っています。この分野に光

を当てずして何が男女共同参画、女性活躍かという思いで政治的メッセージを強く込めて、そこにいの一番に行かせていただきましたけれども、ここは日本国家挙げてこういうことは絶対に許されないという、男女それぞれの特性と尊厳ということを認め合ったときに、本当にここは許さないというメッセージと、そういう基盤を作っていくことはぜひともやりたいと思っている部分でございます。

基本的には男女ともにイコルフットィングで、適材適所でポジションにつかれること。女性活躍法案というのもこれからも出させていただくように鋭意努力をいたしますけれども、男女ともに男性だからとか女性だからそのポジションにつくというのではなくて、本当に適材適所で応分の能力がある、あるいは人生経験があるとか、可能性があるということと適材適所につかれるというのが大原則だということを明確に打ち出させていただいております。

どのような生き方を女性がされても、専業主婦の方々が負い目を感じる事の無いように、みんな社会に出ていって私はどうなんだろうというような不要な負い目を感じることはあってはいけない。専業主婦というのは一つの立派な生き方だということを明確に、その方々が寸分も負い目を感じる事があってはならないと思います。

同時に、両立をしようと、家庭と仕事なり、介護なりいろいろな制約で2つ以上のことをちゃんと成し遂げようと思っていられる方々が不要な負い目、後ろめたさを感じる事の無いように。皆さんも多くがいらっしゃると思いますけれども、私自身も子供がおります。お子さんを置いてきて、お子さんかわいそうで何をやっているの、ということ随分と言われます。両立をしようとしている人間に、今、マタニティハラスメントという言葉も随分と定着しつつありますが、どのような選択をしても、その生き方に負い目や後ろめたさを感じさせる事の無い社会ということで、それぞれの価値観を認め合いつつ、皆さんがより心地よく、より能力や意欲を發揮できる「心の先進国」としての温かい日本社会になれば、大変ありがたいと思っております。

概ね私からは是非先生方に御指南をいただきたい点を御報告させていただきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

この合同専門調査会でも議論でなるであろうポイントを熱く語っていただいたと思っております。ありがとうございます。

続いて、事務局からもあいさつをお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○武川局長 男女共同参画局長の武川でございます。

○久保田審議官 男女共同参画局担当の審議官をしております久保田でございます。よろしくをお願いいたします。

○池永総務課長 男女共同参画局総務課長の池永でございます。よろしくをお願いいたします。

○伊藤調査課長 調査課長の伊藤と申します。合同会議の事務局を務めさせていただいて

おりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○大地推進課長 推進課長の大地でございます。

○水本暴力対策推進室長 暴力対策推進室長の水本と申します。よろしくお願ひいたします。

○牧野調査官 調査課調査官の牧野と申します。よろしくお願ひします。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

有村大臣は公務のために退席されますが、まだ時間があればどうぞ。

○有村大臣 ありがとうございます。引き続き先生方の御議論はスタッフからも聞きますし、私自身も心からの敬意と感謝をもってフォローアップさせていただきたいと存じております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。お名残惜しゅうございますが、別の公務もございませうので、失礼させていただきます。ありがとうございます。

(有村大臣退室)

○鹿嶋会長 どうもありがとうございます。

それでは、議事次第の3番目ですが、計画策定専門調査会運営規則についてであります。

運営規則については事務局で案を用意しておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

○大地推進課長 お手元の資料2を御覧いただけますでしょうか。計画策定専門調査会運営規則(案)をお配りしております。順にざっと御説明させていただきますが、第1条は調査会の運営ということでございます。男女共同参画会議運営規則第9条第2項の規定に基づきということでございますが、この規定は1枚おめくりいただきまして、参考として添付をさせていただいております。男女共同参画会議運営規則の第9条第2項におきまして、専門調査会の議事の手続その他専門調査会の運営に関し必要な事項は専門調査会が定めることとされておりまして、この規定に基づき調査会の議事の手続その他、調査会の運営に関してはその運営規則に規定するところによるという条文を規定しております。

第2条は、調査会の招集に関する規定でございます。

第3条は、委員の欠席についての定めでございます。第1項において調査会委員が調査会を欠席する場合には、代理人を調査課に出席させ、また、他の調査会委員に議決権の行使を委任することはできないとされています。

第2項は、調査会を欠席する調査会委員は、会長を通じて、当該調査会に付議される事項につき、書面により意見を提出することができるというものでございます。

第4条は、議事に関するものでございまして、第1項は、調査会は会長が出席し、かつ、調査会委員の過半数が出席しなければ調査会を開くことはできない。ただし、会長は調査会議題等により必要があると認めるときは、調査会委員の過半数が出席しない場合であっても調査会を開くことができると定めています。

第2項は、議事は出席した調査会委員の過半数をもって決し、可否同数の場合には会長の決するところによる。ただし、前項ただし書きの規定により、開かれた調査会において

は議決することはできないというものでございます。

第5条は緊急時の特例でございまして、第1項は、会長は、前条第1項ただし書きの規定により、調査会を招集した場合において、緊急に調査会の議決を経ることが調査会の目的達成のために必要と認めるときには、同条第2項ただし書きの規定にかかわらず、調査会は議決を行うことができるとするものです。

第2項は、前項の規定により議決された事項については、会長が次に開かれる調査会において同議決を報告するものとするというものでございます。

第6条は会議の公開に関するものでございまして、第1項は調査会の会議は公開とする。ただし、会長は公開することにより公平かつ中立な議事を保障する静謐な環境の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは会議を非公開とすることができるというものでございます。

第2項は、会長は会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができるというものでございます。

第7条が議事要旨、第8条が議事録に関する規定でございまして、第7条は、会長は、調査会の終了後、速やかに、当該調査会の議事要旨を作成し、これを公表すると定めています。

第8条は、会長は、当該調査会の議事録を作成し、調査会に諮った上で一定期間を経過した後にこれを公表すると定めています。

第9条、会長代理に関する規定でございまして、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の使命する委員が、その職務を代理することとされています。

第10条は雑則でございまして、この規定に定めるもののほか、調査会に関し、必要な事項は会長が定めるというものでございます。

以上でございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

今の運営規則ですけれども、原案どおり決定してよろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○鹿嶋会長 ありがとうございます。それでは、運営規則については原案のとおりに決定いたします。

なお、監視専門調査会の運営規則につきましては、お手元の備つけファイルの中にとじてございますので、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、議事次第の4番目に移ります。まず、第3次男女共同参画基本計画の概要につきまして、事務局から説明をお願いします。

○大地推進課長 お手元の資料3として冊子が挟み込まれていると思います。お手元にご覧いただけますでしょうか。こちらが現行の第3次男女共同参画基本計画についての概要をまとめたものでございます。

1枚おめくりいただけますでしょうか。第3次男女共同参画基本計画の概要について、

ページが下のほうにあります。1 ページにまとめてございます。こちらの計画は一番上の段の紫の囲みにございますが、平成 22 年 12 月 17 日に閣議決定をされております。男女共同参画社会基本法に基づき政府が策定する基本計画でございます。

特徴といたしましては、①経済社会情勢の変化等に対応して、重点分野を新設ということでございまして、下の 3 分の 1 ぐらいに重点分野というピンクと黄色の細かい箱が掲載されておりますが、これらが重点分野でございます。黄色で星がついているもの、具体的には第 3 分野、男性、子供にとっての男女共同参画、第 7 分野、貧困などの生活上の困難に直面する男女への支援、第 8 分野、高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備、第 12 分野、科学技術・学術分野における男女共同参画、第 14 分野、地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進は第 2 次計画から新設されたものでございます。

特徴の②でございますが、実効性のあるアクション・プランとするため、それぞれの重点分野に成果目標を設定しております。第 2 次基本計画のときには成果目標が 42 項目でございましたが、その 2 倍近い 82 項目の成果目標を設定しておるところでございます。

③といたしまして、2020 年に指導的地位に女性が占める割合を少なくとも 30% 程度とする目標に向けた取組を推進するというところでございまして、中間目標の設定や多様なポジティブ・アクションを推進すること、あるいは政治、司法、経済分野など、これまで取り上げてこなかった分野あるいは必ずしも積極的ではなかった分野についても、国が積極的に働きかけをするというようなことでございます。

④といたしまして、女性の活躍による経済社会の活性化あるいは M 字カーブ問題の解消なども、3 次計画においては強調されておるところでございます。女性の継続就業支援や再就職支援等の施策の実施などでございます。

第 1 部、下のほうの 2 ページでございますが、基本的な方針といたしまして、目指すべき社会として 4 つ大きく書かれておりますが、

- ①固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③男女が個性と能力を発揮することによる多様性に富んだ活力ある社会
- ④男女共同参画に関して国際的な評価を得られる社会

これらが目指すべき社会となっております。

計画策定に当たっての基本的な考え方といたしましては、黄色い箱のところでございますが、①男女共同参画会議の答申に示された基本法施行後 10 年間の反省を踏まえ、実効性のあるアクション・プランとするため、できる限り具体的な数値目標やスケジュールを明確に設定し、その達成状況について定期的にフォローアップを行う。

②固定的性別役割分担意識を前提とした社会制度や社会構造の変革を目指すとともに、政府が一体となって府省横断的に取り組んでいる関連施策との密接な連携を図るということでございます。

③女子差別撤廃条約の最終見解における指摘事項について点検するとともに、日本の文化、社会の状況等にも配慮しつつ、国際的な概念や考え方を重視し、国際的な協調を図る。

基本計画において改めて強調している視点は、下のオレンジの箱の左側の①～⑤に掲載している事項です。それから、今後取り組むべき喫緊の課題といたしましては、右側のオレンジの箱の①～④に掲載している事項でございます。

3 ページ以降は、各分野についての記述でございます。先ほど申し上げましたように分野も拡大をしております。非常に多岐にわたりますので、ここでは個別の御説明は控えさせていただきます。今後、各分野ごとに第3次計画のフォローアップをお願いすることとしておりますが、その中で御説明をし、また御議論いただければと存じます。

以上、簡単ではございますが、3次計画の概要でございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

意見、質問もあるでしょうが、一連の説明が終わってからまとめて受けたいと思っております。

続いて、男女共同参画をめぐる状況について説明をお願いします。

○伊藤調査課長 調査課長の伊藤でございます。

資料4-1、資料4-2等に基づきまして御説明させていただきます。

まず、男女共同参画をめぐる状況ということで、資料4-1の冊子を御覧いただきたいと思うのですが、時間の関係もありますので少しはしりながら御説明させていただきますけれども、まず1ページ、1-①図をご覧くださいと思います。いわゆる2030というお話がありましたが、政府では社会のあらゆる分野において2020年までに指導的地位に女性が占める割合、これを少なくとも30%程度になるよう期待するという目標に向けて取組を進めております。

各分野における指導的地位に女性が占める割合ということで、国会議員については図にありますように、一番左、衆議院議員が8.1%、参議院議員16.1%といった数字がございます。また、国家公務員の総合職採用者に占める割合は27.3%、先ほども出ましたけれども、国家公務員の課長クラス的女性割合は3.0%、国の審議会委員は34.1%、民間企業課長相当職8.5%、あるいは研究者に占める女性割合14.4%となっておりますし、五條先生からお話のありました農業委員も、1%という数字が掲げられております。

この項目につきましては、成果目標の動向の説明のところで再度御説明をしたいと思います。

8 ページを御覧いただきたいと思っております。下の図で就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合の国際比較が出ております。日本のところを見ますと就業者は日本では42.8%ということで、国際的に見てもそんなに遜色はございませんけれども、管理的職業従事者で見ますと11.2%と、諸外国に比べて低い水準となっております。

11 ページを御覧いただければと思っております。こちらはGGI等、いわゆるジェンダーギャップ指数等の各国順位表となっております。白書からとっている図表なものですから、11ペ

ージの方は古いデータになっております。12 ページは先般世界経済フォーラムから出されました GGI の新しい数字、日本は順位が 104 位という結果となっております。

13 ページ、2-①図を御覧いただければと思います。女性の年齢階級別の労働力率、いわゆる M 字カーブと言われているものですが、このカーブの底の経年変化を見ますと、以前に比べて底は浅くなっております。42.6 という数字がまず左、M 字の真ん中のところの底のところにあります。この数字が年々、右側上の青いところの 50.6、緑の 53.7、最近では 69.6 という形で、だんだん上がってきておりまして、年齢階級も年に応じまして上がっているという姿になっております。

また、その次のページ以降に就業に係る図表が並んでおりますけれども、そこはまた後ほど成果目標の動向のところでお説明をしたいと思います。

18 ページ、2-⑨図を御覧いただきたいと思います。2-⑨図は給与の話ですが、一般労働者、男女の平均所定内給与を比べますと、男性を 100 とした場合の女性の値は、今 71.3 ということになって格差がございますけれども、長期的に見ますとこの格差は縮小傾向にございます。

19 ページ、2-⑩図でございます。共働き世帯数の推移ということで、昔は男性の雇用者と専業主婦というのが典型的ということも言われたところもあったかもしれませんが、今、共働き世帯数というのは年々増加しておりまして、平成 9 年以降は共働き世帯数というものが男性が雇用者であり、妻は無業からなる世帯数を上回っているという現状がございます。

21 ページ、ワーク・ライフ・バランスに関する図表でございまして、今年の白書からでございますけれども、希望と現実の違いというものを見たものでございます。少し見づらくて恐縮なのですが、要は男女とも仕事を優先したいと思っている人の割合よりも、現実に仕事をせざるを得ないという人の割合の方が上回っている。男性で見ますと家庭を優先したいという人の割合よりも、現実に家庭を優先できている人の割合は低くなっている。逆に女性は家庭を優先している人の割合よりも、現実に家庭を優先している人の割合が高い。言い換えれば、家庭を優先せざるを得ない現実になっているといったことが示されております。

22 ページ、生活上の困難ということで、生活保護を受けている方々は年々増加しておりまして、平成 23 年には 202 万人、折れ線ではなくて棒グラフの数字でございます。

23 ページ、母子世帯、父子世帯の状況でございまして、厚生労働省の平成 23 年の調査によりますと、母子世帯数は 123.8 万世帯、父子世帯が 22.3 万世帯となっております、平均年収を見ますと母子世帯では 291 万円、父子世帯では 455 万円となっております。なお、下の方の図表にありますけれども、国民生活基礎調査では、児童のいる世帯の平均年収が 658 万円という結果がございます。

26 ページ以降は、健康等に関するデータです。余り多くはないのですが、例えば男性の喫煙率が低下している一方で、女性はほぼ横ばいで推移しているといったことが紹介され

ていますが、時間の関係もありますので割愛させていただきます。

28 ページ以降は女性に対する暴力でございます。これは別途暴力調査会との合同会議を予定しておりますので、そこで御議論いただきたいと思いますと思っております。

33 ページ、教育・研究分野における男女共同参画ということで、8-①図でございますけれども、平成25年度の男女の進学率を見ますと、高等学校等への進学率は女性が96.9%、男性が96.2%と女子の方が若干高くなっております。大学への進学率は男性54%、女性45.6%となっております。大学卒業後、直ちに大学院に進学する割合は男性が15%、女性が6%となっております。

35 ページ、8-③図でございます。大学、学部で女子学生が最も多い専攻分野、これは社会科学分野ということになりまして、また、資格取得につながる医学、歯学、薬学、看護等あるいは教育分野といったところは女子学生が多くなっておりますが、理工系は少ないとなっております。

次のページ以降、女性研究者については、また後ほど成果目標の動向のところでも触れたいと思います。

41 ページ以降、ここは防災・復興分野における男女共同参画に関することを紹介しております。例えば9-①で言いますと都道府県防災会議に占める女性の割合、委員の割合は11.8%、上昇傾向にあるといったことが紹介されております。

資料4-1について駆け足で御説明させていただきましたが、この男女共同参画に限らず、背景となるような関連資料としまして、お手元の青いファイルに経済財政諮問会議のもとに設置されました「選択する未来」委員会の報告書の参考資料ですとか、まち・ひと・しごと創生会議の参考資料を用意しております。そこでは将来の人口動向ですとか出生率、人口移動などのデータも掲載されておりますので、必要に応じて御参照いただければと思います。

引き続きまして、資料4-2等に基づきまして、成果目標の進捗状況について御説明をしたいと思います。

第3次基本計画では、先ほど推進課長から御説明させていただいた中にありましたけれども、15の重点分野に掲げる具体的な施策を総合的に実施することで、政府全体で達成を目指す目標、成果目標というものが設定されておりました。82項目という話がありましたが、そのうちの2項目は衆議院議員、参議院議員の候補者に占める割合ということで、政府としてのということになりますと80項目設定されております。

また、各重点分野に関連して男女共同参画社会形成の状況を把握するための指標ということで、ページは後ろの方になりますけれども、参考指標というものが161項目設定されております。

この横長表、細かい表で恐縮でございますが、見方といたしましては一番左側、分野ごとにそれぞれ並べてございますけれども、成果目標が掲げられておりました。その右の欄に達成時期とともに成果目標の値が記載されております。その右には計画策定時、つまり

平成 22 年当時に把握されていた数字の最新値が掲載されておりまして、その右側に経年の変化がわかるように 1 年ごとの状況を記載しております。その右側に黄色く塗ってある欄がございまして、こちらが現時点で把握できる最新値です。その右側に矢印が書いてある欄がございすけれども、これは計画策定時の数値と比較いたしまして改善しているのか、悪化しているのか、あるいは変化がないのかというのがわかるように表記をしております。

なお、上向きの矢印の欄のところ、少しページをめくっていただくとわかりますけれども、ピンク色と緑色に塗ってあるところがございすますが、ピンク色は既に目標の値、最終目標年限のところで掲げている目標値を既に達成しているものでございす。

緑色につきましては、まだその目標値自体は達成していないものの、当時の計画策定時にわかっていた数字から目標値までの間、ずっと同じペースで改善をすると仮定した場合に、今わかっている時点での数値の達成度合いというものがそれ以上に進捗をしているもの、順調に進捗していることをわかるようにしてございす。

個々の数値目標につきましての細かい話は、今後、各分野の施策全体をフォローアップしていく過程の中で検証していただくことになろうかと思ひますけれども、この概況だけ申し上げますと、以下のとおりとなろうかと思ひます。

この 80 項目のうち改善しているものは 63 項目 78.8%、このうち既に目標値を達成しているものが 8 項目 10% ございす。それから、計画策定時の数値から変化がない、横ばいというものが 1 項目。改善が見られないもの、つまり悪化しているものが 10 項目 12.5%。このほか数値の把握方法が策定時と異なるなどによりまして、比較ができていないものが 5 項目 ございす。

改善が見られないものの具体的な例といたしましては、いろいろなページに出てくるかもしれませんが、出てくる順番で申し上げますと、2 ページの男女共同参画社会という用語の周知度あるいは女子差別撤廃条約という用語の周知度、3 ページ、常時診療体制が確保されている小児救急医療件数あるいはポジティブ・アクションの取組企業数の割合、自己啓発を行っている労働者の割合、6 ページではフリーター数、7 ページではバリアフリー認知度、ユニバーサルデザイン認知度。認知度自体が高いものなので、それが改善していないというものなかなか言いづらいところもありますけれども、認知度。あるいは配偶者暴力防止法の認知度、8 ページの都道府県及び市町村の教育委員会のうち、女性の教育委員を 1 人以上含む教育委員会の割合、これらが改善が見られない項目となつてございす。

時間の関係もありますので、補足の説明資料を用意いたしましたので、参考資料 2 を御覧いただければと思ひます。成果目標の関連データという資料になります。この資料で紹介しているのは、下のオレンジ色の表の中に書いてございす 8 つの指標を取り上げまして、そこの指標に関連しそうなデータも含めて資料として用意をさせていただいております。

上下 2 ページ分を 1 ページとしていすので、1 ページおめぐりいただきますと上が 2

ページ目、下が3ページ目という表記になっておりますけれども、その2ページ目をご覧くださいと、国の本省課室長相当職以上に占める女性の割合、これは上のグラフにありますように年々増加しております、平成25年度3%となっておりますが、依然として目標である平成27年度末で5%程度というところとの関係で言いますと、乖離が見られません。

その下の3ページの関連データということで、国の地方機関課長・本省課長補佐相当職に占める女性割合、これは赤い点線で囲っている部分でございますけれども、こちらを見ますと5%前後で今、推移しています。補佐クラスの方がやがて数年すれば管理職、課長クラスになっていくことを考えますと、数年後の動きを予想する上では参考となるデータかなということで御紹介をしております。

ストックとしてはそういうことなのですが、毎年毎年女性を採用していく数がどうなっているかというフローのデータをということで、5ページ目を見ますと、下の図ですけれども、国家公務員採用I種試験あるいは総合職の採用者に占める女性割合というもので、平成25年度は27.3%となっております。

6ページ、都道府県の本庁課長相当職以上に占める割合というものでございまして、こちら増加傾向にありますけれども、平成25年度は6.8%、目標である平成27年度末で10%程度に比べて、なお低い水準となっております。国と同じようにフローの動向も見ますと下の7ページ目のところですが、都道府県の上級試験からの採用者に占める女性の割合、これは平成25年24.3%となっております。

8ページ、民間企業の課長相当職以上に占める女性割合というものでございますが、増加傾向にございますけれども、平成25年は7.5%となっております、目標である平成27年度末10%程度というところから乖離が見られます。

背景としていろいろ資料を用意しましたが、少し飛んで13ページを御覧いただければと思います。右下の図に女性の昇進希望というものが男性に比べて弱いという意識調査の結果が出ております。

14ページで、女性が課長以上への昇進を望まない理由についての結果でございますけれども、仕事と家庭の両立が困難といったことが挙げられております。

16ページでは、女性の役職者が少ない理由について調査結果でございますが、採用時点で女性が少ないですとか、現時点では必要な知識、経験、判断能力を有する女性がいけないなどが挙げられております。

17ページでは、課長相当職昇進に当たって考慮されている事項についての結果でございますが、仕事の遂行にかかわるような能力ですとか、業績ですとか勤務態度、こういった紫色の「仕事」に関するものが挙げられているものも多いのですが、それだけではなくて、経験年数あるいは勤続年数、年齢といった、働いている年数にかかわるものも挙げられてございます。

18ページ、4番目の指標で25歳から44歳までの女性の就業率ということでございませ

て、これを見ますと上昇が続いていまして、2013年には69.5%となっております、平成32年目標73%に向けまして順調に進捗をしております。

19 ページあるいは20 ページ、いわゆるM字カーブ、先ほども若干御説明をさせていただきましたけれども、M字カーブの底というものは以前に比べて浅くなってきて、M字の底となる年齢階級が少し上がってきているという中で、右側の方の図ですけれども、左下のページの右側の男性のところは、紫色部分である正規雇用というものが大部分なのに対しまして、女性は青い非正規雇用の部分の割合が高く、特に30歳代後半以降というのは非正規雇用の割合が正規雇用を上回っているという実態がございます。

20 ページの右のグラフにありますように、非労働力人口の中で就業希望者というのが315万人いるというのが、労働力調査の結果でわかっております。

22 ページ、雇用形態別の雇用者の推移が示されておりました、男女とも非正規雇用の割合が長期的に高まっていて、2013年、男性は21.2%、女性は55.8%が非正規雇用比率となっております。

23 ページ、下の図ですけれども、こちらでは年齢階級別の非正規率の割合というものを男女別に見たものでございまして、女性は25歳から34歳の層のところでは非正規率が低いということになりますが、その後、一貫して上昇しております。

26 ページ、5つ目の指標として第1子出産前後の女性の就業の継続率についてでございます。継続できるのは38%、逆に言えば6割の人がやめているということが言えます。

28 ページでお示ししている結果は、正規職員の女性というのは就業継続が5割を超えているのに対しまして、パートなどでは2割しか達していないということでございます。

右下の29 ページ、妊娠・出産時の退職理由というものを調べた結果でございますけれども、正社員、非正社員ともに、家事・育児に専念するために自発的にやめたという回答が最も多くなっております。

30 ページ、継続就業に必要なだと思ふこととして挙げられていることの一番多かったのは、保育園等に子供を預けられればという回答が多かったということでございます。

32 ページ、右上の図ですけれども、待機児童数と保育所の定員の数。保育所の定員数は増加しているのですが、待機児童数に大きな減少はなく、引き続き保育所をめぐる状況が深刻であるということが示されております。

33 ページ、育児休業取得率については男性2.03%、女性が83.0%となっております。

34 ページ、放課後児童クラブを利用している割合。2013年は24.0%と増加をしております。

36 ページ、右上の方ですけれども、短時間勤務を選択できる事業所の割合、2013年度は20.1%となっております。

37 ページ、女性が職業を持つことについての考え方でございます。男女とも子供ができてみずっと職業を続ける方がよいと答えた者の割合が、最も高くなっております。

38 ページの週労働時間60時間以上の雇用者の割合というグラフの関係でございます。

2009 年以降は 9 % 台が続いておりまして、長期的には低下傾向ではありますが、2013 年 8.8% となっております。

40 ページの年休取得率でございます。2000 年以降、50% を下回る水準で推移しておりまして、41 ページ、企業規模別に見ますと、企業規模が大きいほど年休所得率が高くなっています。

42 ページは業種別に見た取得率ですけれども、業種によっては 4 割に満たないようなところもございます。

資料には用意してございませんけれども、厚生労働省の調査で年次休暇の取得に対して、ためらいを感じるという方が 3 人に 2 人ぐらいだという結果があるとも聞いております。

45 ページ、6 歳未満の子供を持つ夫の育児、家事関連時間のデータでございますけれども、増加傾向にあるとは言いまして、2006 年の 60 分から 2011 年 67 分に改善したのみでありまして、2020 年の 150 分という目標に比べますと低水準で推移をしております。

47 ページ、共働き世帯で見た場合の夫の家事、育児時間については、男性の約 8 割は家事を全く行わない、あるいは約 7 割は育児を全く行っていないという結果がございます。

48 ページ、右上のグラフになります。夫の家事、育児時間が長くなると妻の就業継続の割合がどうなるかを見たものでございまして、長くなると割合が増加するという関係が示されております。

49 ページ、他の先進国と比較した日本の夫の家事、育児関連時間。これは低水準ということでございます。

51 ページ、結婚後、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだという考え方についての反対、賛成でございますが、先般内閣府が発表いたしました女性の活躍推進に関する世論調査では、反対が賛成を上回っている。ほぼ拮抗はしておりますけれども、上回っているという結果になっております。

52 ページ、女性研究者の採用目標値と自然科学系の目標値ということで、平成 23 年 24.2% ということになっております。

53 ページ、研究者に占める女性の割合、これは緩やかな増加傾向にございますが、平成 25 年は 14.4% にとどまっております。

54 ページ、これは諸外国に比べた研究者の中の女性の割合ですけれども、諸外国に比べて日本は低くなっております。

57 ページ、研究者の卵とも言うべき理工系の学生に占める女性の割合ということでございますけれども、専攻分野別で見ますと農学が最も高く 43.6%、一方で工学は最も低い 12.3% という数字になっております。

58 ページ、高校生が選択する学習コースで見ますと、理系を選択する割合は女子よりも男子の方が多いという結果でございます。

60 ページに女性研究者が少ない理由ということで、家庭と仕事の両立が困難なこととか、育児期間後の復帰が困難なことが上位となっております。

61 ページ、研究者にとって仕事と家庭の両立に必要なこととして、男女とも上司の理解というものがトップになっているという結果でございます。

駆け足でございましたが、以上でございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

続いて議事次第の5番目です。男女共同参画基本計画の策定、フォローアップの進め方について説明をお願いします。

○大地推進課長 資料5-1に第4次男女共同参画基本計画算定のスケジュール及び体制という資料を配付させていただいております。

「1 検討スケジュール」については、一番最初に、26年11月から27年1月上旬に3次計画のフォローアップとございますが、計画策定専門調査会と監視専門調査会の合同会議で、この期間に3次計画のフォローアップをお願いしたいと考えております。

具体的には後ほど御説明をさせていただきますけれども、12月5日、16日、25日の3回に分けて、分野ごとのフォローアップをお願いし、その後、フォローアップのまとめについて1回御議論をいただきたいと考えております。

また、1月に計画策定専門調査会と暴力の専門調査会の合同で、現行計画のフォローアップを行っていただくことを予定しております。

さらに1月下旬から5月上旬に、基本的な考え方の検討と記載させていただいておりますが、これにつきましては起草ワーキングチームを設置することを御検討いただきたいと思っております。

ワーキングチームにつきましては、フォローアップの後で年明けでございますが、メンバーや回数について御相談をさせていただきたいと考えております。

次に5月下旬に「基本的な考え方」素案の決定【参画会議】と記載させていただいておりますが、こちらは計画策定専門調査会において御検討いただいた後、参画会議に報告していただき、参画会議で素案を決定していただく予定でございます。

6月から7月上旬にかけて、パブリックコメント・地方公聴会と記載させていただいておりますが、こちらは前回の計画と同様の手順でございます。委員の先生方には御出席をお願いする可能性がございます。その場合はよろしく願いいたします。

次に7月下旬に「基本的な考え方」の答申【参画会議】と記載させていただいておりますが、このパブリックコメント等を踏まえまして、再び計画策定専門調査会で御検討いただきまして、参画会議に御報告をしていただき、参画会議で基本的な考え方の答申をしていただくということです。この答申の中に小さく※を付けて記載してございますが、基本的な考え方、施策の効果と課題、今後の目標、施策の基本的方向と主要な具体的施策等、かなり最終的な計画に近い形のをまとめていただきたいと考えております。

下向きの三角がございまして、以降、予算要求過程において答申に沿った各所施策を取りまとめることになっておりますが、男女共同参画基本計画というのは基本的な考え方などが記載されているのですが、各省庁の細かい施策も掲載されているものですから、予算

要求を踏まえて各省の施策を取りまとめて12月に4次計画案の諮問・答申という日程を予定させていただいております。計画策定専門調査会で最終的に基本計画案を参画会議に御報告いただきまして、参画会議への諮問と、これに対する答申、最終的には閣議決定を経て4次計画が策定されることと予定しております。

「2 検討体制」でございますが、これは計画策定専門調査会と監視専門調査会が合同で3次計画のフォローアップを実施、暴力分野は暴力に関する専門調査会も参加するというところでございます。それから、フォローアップの結果を踏まえ、先ほどの御説明と重複しているところもございまして、計画策定専門調査会が中心となって方向性や全体的な方針を議論していただき、その際、同調査会のもとに起草ワーキングチームを設置することも検討ということでございます。

以上でございます。

○伊藤調査課長 続きまして、資料5-2に基づきまして、この合同会議において第3次男女共同参画基本計画のフォローアップをどのように進めるかということについての案をお示ししております。非常にタイトな時間で行いますし、各省から御説明をいただく際に、できるだけ中身のある会にしたいということもございまして、もし委員の先生方から御了承いただければ、このように進めさせていただいてはどうかということございまして、具体的には文書に書いてあるとおりでございますけれども、1というところで基本計画に定められている各施策について、まず当該施策の担当府省が取組状況等の資料を作成いたします。これは既に並行して行っております。これを事務局において取りまとめますので、こちら取りまとめた資料を委員の先生方に送付をいたしまして、委員の先生方に事前に資料を送付していただいたものを見ていただいて、3ポツにありますように、そこで御質問等を事務局の方に提出をいただき、これを各府省に事務局から送付させていただく。各府省におかれましては、その質問票に基づきまして、ヒアリングを受ける際の説明資料をつくっていただきまして、各府省からヒアリングの会の場で御説明をいただく。先ほど推進課長から御説明がありましたとおり、3回にわたりまして下に注で書いてございます日程でヒアリングの会議を設けたいと思っておりますけれども、こちらで各府省から御説明を受けて、また御議論をいただくという形で進めさせていただいてはどうかと考えております。

以上です。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

資料3で第3次基本計画のポイントで、資料4は男女共同参画の現状です。そして資料5はこれからの進め方ですね。この3つの点を説明してもらいましたが、質問とか御意見がありましたらお伺いしたいと思いますのですが、どうでしょうか。

○鈴木委員 御説明ありがとうございます。

いろいろなデータを拝見しまして、これまでの関係者の皆様の御努力でかなりいろいろなことが進んでいることが非常によくわかりました。一方で不十分な部分も少なくないということございまして、まずフォローアップを進めていく上で、そのフォローアップと

というのは当然その先にある第4次計画の基本的な考え方を議論する前の段階ということではありますけれども、意見あるいは視点として申し上げたい点がございます。

この課題に関しましては、今、フォローの風が強く吹いていると思います。先ほど林市長もおっしゃっておられましたように、政府の成長戦略の中で女性のさらなる活躍促進と働き方改革ということが大きな柱に今、なっております。もちろんこれまでも女性の活躍による経済社会の活性化ということが大きなポイントだという御説明がありましたけれども、そういう意味でいろいろな政策が既に打たれたり、打たれようとしておりますので、これまで以上に男女共同参画社会実現に資するような政策間の連携の余地が広がっているのではないかと思います。

もう一点、2020という点では東京オリンピックが予定されております。1964年のオリンピックの時も、日本の経済社会はそこで大きく変わったということがあったと思います。ジェンダーギャップが世界の中で非常に大きいという先ほどの御説明がありましたけれども、グローバル化の時代にどういうふうはこの問題に取り組むのかということについては、世界が日本を見ていると思います。少子化ですとかM字カーブですとか、東アジアを特徴づけるような状況が現在ございますので、2020というのは、東京オリンピックを契機に日本社会の潮流を大きく変えるチャンスではないかと考えております。この2つの強いフォローの風が吹いているということ認識しておく、フォローアップもより良いものに、あるいはその先の基本的な考え方の議論もより良いものになるのではないかと意見でございます。

もう一点、いろいろな指標が非常にたくさんあって、政策的にグリップが効きやすいものから効きにくいものまで様々です。例えば有給休暇であれば、義務づけをすれば取得率は恐らく上がると思うのですが、そういうグリップが効くものと、なかなか効きにくい、完全な結果にしか過ぎないものまでかなり濃淡があると思います。どれも全て重要なKPIだと思うのですが、その中で一体どの辺が重要なのかというめりはりのつけ方が少しわかりにくいといえますか、そこをどう考えたらいいのかという問題意識を持ちました。これからしっかり議論していきたいと思っておりますけれども、そのめりはりが非常に重要になっているのではないかと感じました。

以上でございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

私の個人的な意見では、最初の第1点の意見ですけれども、政府がいろいろな施策を出してきていますので、女性関連施策を出していますので、男女共同参画の基本計画と整合性は必要だと思うのです。基本計画自体は国の男女共同参画行政のアクション・プランですから、それがほかの施策と違和感、相違点があるというのはおかしいので、そのあたりの整合性をとっておく必要があると思っております。

めりはりの問題ですけれども、この会議の前に参画会議の議員同士の意見交換会がありました。意見として出てきたのは、やはり202030あたりが第4次のポイントになるだろう

とか、地方の市区町村への男女共同参画という理念の浸透といった意見でした。そういう問題も含め、今後、議論のポイントが出てくると思っております。

第3次基本計画の重点分野は15分野とかなり広範囲ですが、その第1分野がプライオリティ1番かという、私はそうは捉えていません。その順番が重要分野から列挙したとは、私は思っておりませんので、15分野全てが大事なんだと。当然のことながらめりはりは当然出ると思うのです。鈴木委員もおっしゃっていたように、202030がやはり重要なポイントなのだろうと思っておりますけれども、それについてはこの専門調査会で議論をしていきたいと思っております。

事務局から補足はありますか。

ほかに御意見があれば。

○佐藤委員 どうもありがとうございました。

進め方については、こういう形でいいかなと思うのですけれども、特にこれから何回かヒアリングのところで時間も限られていますので、これはなかなか難しいですが、今回の第4次基本計画のある面では基本的な、何が大事なのかということはある程度考えながらヒアリングも考えなければいけない。ただ、それを初めに、ここでこういう方向だろうというのは出せないと思うので、ただ、今日の大臣のお話は大事な点だと思います。私は非常にこれから第4次を考えるときの重要なポイントをカバーしていただいたかなと思いますので、それぞれ委員の方が考えながらヒアリングできればいいかなということです。つまり、3次というか、これからどうするかということも考えながらヒアリングができればいい。ただ、それを合意してからヒアリングというわけにはいきませんので、ただ、そういうことが大事かなというのが1つです。

もう一つは、基本的な方向を踏まえてそれぞれの分野を設定し、重点分野を決めてどういうアクションを起こしていくかという構成になっているわけですが、重点分野の組み方も実は変えてきているのです。この15でいいかどうかというのは少し考えた方がいいかなと思っていて、特に第1分野についても202030の例えば指導的地位って何というのは多少議論しなくてはいけないということや、例えば以前から議論になっていますけれども、第4分野と第6分野ですが、第4分野は雇用セクターでの女性活躍です。では第6分野は非雇用かという、例えばこれは農山漁村で自営業セクターはどこと明確に書いていないのです。第4分野が雇用セクターでのエンプロイヤーのセクターでの男女共同参画で、そうすると6分野は自営業セクターかという、これは農山漁村がほとんどメインで書かれています。例えば第5分野の仕事と生活の調和の中を見ると雇用セクターだけなのです。例えばそういうことも含めて、あとは前も議論になっていますけれども、第1分野と特出しで第13分野があるのです。

つまり、どういうふうにこの分野を設定しているかということ議論して、私はこういうふうに考えているというものを説明してからやっていった方がいいかなと。我々から見ても、何でこういうふうに分野を設定したのかというのは説明しにくい。過去を引きずっ

てきてしまっているのもあると思いますので、私はできたら重点施策、基本方針みたいな議論をした上で、それを考える上での重点分野の設定というものを少し論理的に整理した方がいいかなという気がしていますので、よろしく願いいたします。

○鹿嶋会長 おっしゃるとおりですね。この15分野はこだわるものではなくて、第4次はもう少し様相が変わる可能性が当然あるわけで、先ほどの説明にもありましたように、この第3次のポイントの1ページを御覧いただくと星印がついているところです。これは第3次で新しく入れている分野なのです。その中に例えば当時議論になった男性、子供にとっての男女共同参画、すなわち男性にとっても男女共同参画が大事なんだというような議論を経て盛り込まれたわけですが、そのような視点からも改めて議論が必要になると思っております。先ほどの説明によると、ヒアリングを行った後で1月中旬から下旬あたりに第4次計画の論点整理が出ますので、ここで何をポイントにしていくかというのが当然議論になるわけで、そこから重点分野を幾つぐらいに絞るかとか、どのようなものがテーマとして入るのかということが改めて議論になると思っております。

私たちの生活をかなり幅広くカバーするものなので、どうしても分野は増えることになるのが、男女共同参画基本計画の特徴だと思っております。

もう一つ、第4次計画を考える上で第3次の内容をかなり引きずっていくこととなります。特に202030などは第1分野の内容をかなり引きずっていきますので、第3次計画で言うと第1分野とか第4分野という話を引きずります。後でまた説明してもらいますけれども、皆さんから質問がないとフォローアップができませんので、そういう意味ではこれから、かなり忙しくなります。佐藤委員、ありがとうございます。よろしく願いいたします。

ほかにどうでしょうか。どうぞ。

○高橋委員 データについての質問と要望でございますが、今日の参考資料2の中での御説明があったのですが、その中の31ページ、一番最後に学生というものがございます。その前にいろいろなところがあるのですが、これが以前の調査を踏まえてどういう変遷をたどっているのかというデータがあるか。特に私は学生に関心があるのです。

それから、51ページでございます。関連で結婚後は夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだという考え方についてでございますけれども、これは東日本大震災とかいろいろな事情もあって変遷をたどっているかと思うのですが、できるだけ過去との歴史的な変遷の経緯がわかるようなデータもお示しいただきたいという要望でございます。よろしく願いいたします。

○鹿嶋会長 51ページについては、調査の名称が変わったのですか。

○伊藤調査課長 御説明いたしますと、今まで内閣府では男女共同参画に関する世論調査というものを数年に一度やってきておりました。字が小さくて見づらくて恐縮なのですが、51ページは左右に分かれておりまして、左側が経年変化を示しているものでございまして、平成4年、平成9年、一番上が今回の調査の結果になっていまして、前回平成24年、その下が平成21年という形になっていまして、実は前回の結果のときには賛成の方が反対を上

回ったという結果でございます。

当時、震災直後の調査だったということもあって、家族の絆が見直された結果ではないかとかいろいろ報道もされたりしましたがけれども、実は同じような質問項目が国立社会保障・人口問題研究所の「出生動向基本調査」でやっていらっやあって、出産にかかわりそうな年齢の女性だけにしか聞いていないので幅広くではないのですが、特に 30 代の女性の方々の動向を見ますと、実は震災のこの時期よりも前から賛成と回答する割合が増えていたりするケースもありますので、厳密に震災の影響というのは全くないとは言いませんけれども、それだけではなかなか説明しづらいようなところはあろうかと思えます。

名称が変わったかどうかということについては、今回は特別に女性の活躍に焦点を絞った形で行った調査になっておりまして、たまたま、この質問は同じ質問として質問しようということで設定したので継続ができるということでございまして、この後の調査としてどういう形で行うかは、これから政府広報室さんと調整でまた行っていくことになるかと思えます。

○鹿嶋会長 31 ページの方は、これはわからないか。

○伊藤調査課長 済みません、今、手元に確認できるものがございませんので、後で調べてみたいと思えます。

○佐藤委員 今の 51 ページは、同じ人を追いかけていくパネル調査を見ると、意外に変わらないわけではなくて、同じ人が多少動くのです。その結果として、趨勢としてはこんなふうになってきているのですけれども、一度考え方が決まったらずっとというわけではなくて、考え方が揺れる人も結構います。ただ、趨勢としては変わってきますけれども、一度こういう意見になったら動かないわけではないというのは、パネル調査のデータを見るとわかります。そういうものはまた御提供します。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

では高橋先生、31 ページについては後で調べてもらいます。

ほかに質問あるでしょうか。どうぞ。

○種部委員 進め方のことについてお伺いしたいのですが、12 月中にこのヒアリングをやって、できるだけ有効にということなのですが、各回に分野が分けてあります。第 3 次計画を見てみますと 15 の重点分野があるのですけれども、各分野オーバーラップして関係のあるものがあると実感しております。例えば私は暴力の専門調査会にいましたが、性暴力といっても強姦ですとか強制わいせつとか、そちらの性暴力と DV ももちろん入っているわけですが、DV の問題というのは貧困の問題を解決しないことにはどうしても解決しない問題なのです。そして、面前 DV といひまして暴力の中で育った子供というのは虐待の扱いになりますので、実は子供にとっての男女共同参画と全く同じことを裏表で見ていることになります。となりますと、例えば第 3 分野とか第 7 分野、そして第 9 分野、第 10 分野も関係があると思うのですけれども、同じ系列を見ているということなので、分野ごとに分かれている議論では私はいけないような気がします。例えば第 4 次で同じ軸の中で議論でき

る分野に統合していくとかいうことをするならば、ヒアリングが各回で分野が分かれてしまっているので、こちらから意見を出すときは関連した分野も一緒にという形で御質問を投げかけてよろしいでしょうか。

○伊藤調査課長 なかなか難しい問題があるのですが、というのは確かにおっしゃるとおり各分野それぞれまたがっておりますし、出ている中身が同じことがいろいろ書いてあるというところも当然あります。

ただ、問題なのは、扱う分野を多くすれば多くするほど、関係する府省も多くなります。そうしますと説明しなければならぬ内容もどんどんふえていきまして、会議を回していくといった観点からいったときに、1回で全ての分野を呼んで議論できればいいわけですが、そうすると何十時間あっても足りなくなってしまうます。ですから、もし可能であれば関連する部分というのは当然言及していただいていた方がいいのだと思うのですが、なるべく分野ごとに、ある程度3回の中でもなるべく関係しそうな分野をまとめ、あるいは分量的にも余り1回のときに集中しないように分野を少し振り分けて考えさせていただいたところで、あるいは先生方の中で専門とされる分野というものがあるかと思えますけれども、先生方の出欠状況が多い日程の中からも選んで、その中から各先生方の専門がしっかり御議論できるような組み合わせというものをいろいろ考えて、この3日間を設定させていただいたところもございます。進め方について工夫ができるのであれば工夫したいと思えますけれども、もし可能であれば、このような形の分野設定で何とか進めさせていただければとは思っているのですが、よろしいでしょうか。

○種部委員 では、第4次計画ではこの15の形はもしかすると組み直しがあったりとか、そういう可能性はあるということですか。第2次を引き継いで第3次はそこに加わった形だったのですが、この分野自体は15の分野として扱っていくということでしょうか。これが組みかえられる可能性はないのでしょうか。

○伊藤調査課長 新しい4次計画においてどのように組み込んでいくのかというのは、まさにこれからの御議論ということになろうかと思えます。ただ、第3次計画がどのように進捗をしているかというフォローアップ作業という観点でいったときには、今、決めたものについてどのようになっているかをそれぞれで各省から説明をしていただく、そのための質問をしていただくという形で進めさせていただければと思っております。

○種部委員 承知しました。

○佐藤委員 詳しい計画を見ると、各分野ごといろいろな府省がかかっていますね。そうすると、そののところにみんな来てもらうのですか。毎回来る府省もあるということですね。そういうやり方を。

○伊藤調査課長 非常に細かいところで1つだけ関わっているという省庁もあつたりします。もちろん御質問があるところにつきましては、当然それについての説明というものをお願いしなければならないわけですが、各省の取組としては資料がありますので、質問等がない場合には効率的に進める観点から資料のみ配付されます。ということで、御

説明の必要となる省庁を呼んでやろうと思っておりまして、そういう意味では何回か来ていただかなければならない省庁というのは出てくるということになります。

○鹿嶋会長 皆さんの専門分野を考慮し、その分野で出席者が一番多い日を特定する方法を取っています。例えば12月5日は第1分野、これは202030です。それから、13分野はメディア、14分野は地域防災、15分野は国際ですが、出席者の顔ぶれを見れば大体このあたりのテーマにフィットしていることがお分かりだと思います。そういう形で、合理的な意見交換ができればと思います。皆さんからの質問がないとフォローアップできませんので、その意味で自分の専門分野に近いところにはりつけているということです。

佐藤先生言ったように、各府省にかなりオーバーラップしていますので、だから各府省はしょっちゅう来ているというようなことは仕方がないと言え仕方がないのでしょうか。

ほかに御意見、どうぞ。

○高橋委員 先ほど佐藤委員がおっしゃいましたように、有村大臣が、今日私の理解では5つほど論点を提起されたと思っておりませんが、ぜひ来年1月中旬以降の4次計画について議論する段階でこれらの論点を提起されたことについて、少し議論ができるように御配慮いただきたいという要望をしておきたいと思います。

○鹿嶋会長 わかりました。ありがとうございます。

ほかに御意見はありますか。質問でも結構です。どうぞ。

○二宮委員 今回ヒアリングをして、3次計画のフォローアップをする。その結果、4次計画の論点の整理に移っていくという形なのですけれども、今ここは合同という形で監視専門調査会と一緒にやっているのですが、最終的に3次計画についてフォローアップした結果、この分野についてはここまで達成できていて、ここについてはまだという段階が出てきたときに、そのいわゆるなぜできなかったのか、どういうところに課題があるのかという作業を今まで監視専門調査会の方でやってきたのですけれども、結局、監視専門調査会のこの間の役割、会長が両方を兼ねているということで、実際には日程的には厳しいかと思うのですけれども、3次計画は数字を見てヒアリングをしておしまいということなのか、これまでの監視専門調査会の役割は別途また機能として維持されるのか、その点についての見通しを聞かせてもらえればと思います。

○伊藤調査課長 まず監視専門調査会の名前のおり、監視をしていただくことが必要でございますので、3次計画についてのまさにこのフォローアップ作業、こちらはぜひお願いしたいと思います。

もう一つは、どういう形になるかというのはまだはっきりとこちらで考えが定まっているわけではございませんけれども、4次計画をどのように最終的に回していくのか。例えばPDCAですとか、それこそ指標の設定、先ほど御議論があったようにめりはりをつけた目標みたいな話をどうしたらいいのかとか、そのあたりも多分、監視をする立場からのいろいろな御意見があろうかと思っておりますので、そのあたりをまさに是非御議論いただきたいと思っております。

○鹿嶋会長 いいですか。どうぞ。

○林委員 データを今ざっと拝見しても、私自身が担当している行政においてもそうなのですが、余り進んでいないというか、数字の変化がない。遅々としていまだに管理的職業従事者に占める女性の役割の現状が 11.2%でしょうか、圧倒的に遅れている。これだけの基本計画をきちんと細部にわたり、15 分野においてやっけていても、ほとんど進んでいないのではないかという印象を受けるのです。

質問ですが、次の第 4 次基本計画においても、監視専門調査会というものがあり、このようなプロセスですとチェックしていくのでしょうか。

○鹿嶋会長 監視専門調査会は私が会長をしていますので申し上げますと、例えば第 3 次男女共同参画基本計画には 15 の重点分野があるわけです。監視専門調査会ではその中からテーマを拾い、重点分野について国はどう行政展開しているか、成果は上がっているのか等を監視し、上がらなければ何が問題なのか等を明らかにして、専門調査会としての意見・提言を参画会議で述べて閣僚の皆さんに意見決定をってもらうわけです。テーマごとに大体 3～4 カ月に 1 回ぐらいのペースで監視専門調査会を開いて、今、申し上げたようなフォローアップをして来ました。第 4 次の計画策定にあたって、そうしたフォローアップが必要です。そうですね、通常よりもさらにきめ細かなフォローが必要になります。林委員が今、おっしゃったように、例えばこの部分は行政の展開がちょっと遅いではないかとか、そういう議論を各府省と行い、それを第 4 次計画に反映させるのです。具体的には、施策の基本的な方向、あるいは具体的な施策として盛り込むこともあるわけです。

中には強制力の強いものもあるわけで、例えばクオータ制などはその典型ですが、それに対し行政側には機が熟していないなどの反論がある場合もあります。そのあたりをどう調整しながら計画作りを進めるかがカギになります。強制力を強めれば反発も出るわけで、落としどころが難しいのが悩みですが、でもこれまではそうやって策定を進めてきました。

○林委員 なるほど。もちろん基本計画は、しっかりとした骨格が当然ながらなくてはならないのですが、実際に動かしていく、基礎自治体や企業もそうですが、これを見ると、これは基本的になくなくてはならないものですが、総花的な感じがします。先ほど大臣がおっしゃったような男性の働き方を変えたいという、これは一番喫緊の課題なのですが、この場では次期基本計画をつくるのであって、また別にこれだけは絶対に第 4 次基本計画でやるのだという打ち出し方ということはできないものではないでしょうか。

○鹿嶋会長 それは是非第 4 次の議論の時に言っていただきたい。

○林委員 つまり、もっと実効性のあることをやるというか、例えば APEC の女性と経済フォーラムでは、方向性やこういうことをやりましょうということはやめてしまう。そして、あなたが何をやるかが問題だと。あなたの国は何をやりますかと。今度会ったときに、何をやりましたか、どういう問題があったかということをお話し合いましょう。というようなことをやったわけです。そうするとすごく取組が進んできたのです。

この会議の中でも強くそういう優しい言葉で打ち出す。それがないとこの基本計画はで

きないのですが、どのように実行していけばよいのかがわからない。また、私が違和感を持ったのが、この専門調査会の運営でヒアリングのために質問を出すというやり方で、一番の問題なのは、これをやっていらっしゃる当事者、御自身たちが、これはできませんでしよと言っ、なぜできないのかという話をしてもらって、なるほどねと。それでは一緒になってやりましょ、という感じを受けるのですが、これを聞いていると本当に当事者の方はやっているのでしょうか。そこが進まない原因です。

だから企業もそうだと思いますが、今は本気になっているので、もう少しインパクトを出す。要するに憲法のように大事だと思うのです。基本的になければいけない。だけれども、現実にあなたのところではこれは絶対やっくださいというような、それをやるには非常にこういう応援が必要なのだとか、この部分ができないのですという議論ができればすごくいいと思います。それは例えば私たちが集まるのは無理にしても、もっと若い人にやっもらうとか。

もう少し強いインパクトを打ち出すことが必要です。

○佐藤委員 林委員は言われたことはよくわかっていて、これは多分、基本計画の本体を見ていただくと、多分、最初の5ページのところ、基本の方針というところをどう書くかで後ろは正直言って各省庁の細かく具体的にこれをやりなさいにずっとなっているのです。ですから私は前回も多少強調したのですけれども、第1部の基本の方針、前回で言うと5ページ、ここのところが今みたいな形で書くというのはすごくあるかなと。前は少しは意識したのですけれども、4次は一部のところを先ほど言ったような大きい点、非常に重要な点を書いて、これをやるためだということを打ち出す。後ろの方を見ると羅列になっていると言われてもしょうがない面もあるので、第1部の書き方がすごく大事なかなと思っています。

○鹿嶋会長 先ほど鈴木委員もフォローの風が吹いていると言っていましたので、そのとおりですね。その中でももう少し進めたいというのは林委員の言うとおりだと思うのです。なかなか進まない。男女共同参画の用語の周知度も下がり気味ですから、そういう中でどうするかなんていう議論を展開し、それで第4次にどういう仕掛けを作っていくかという議論はあっていいと思うのです。そういう議論を、是非第4次の時にやっていきたい。

ほかには、五條委員どうぞ。

○五條委員 2次計画から3次計画へ変わったときに、3次計画で82に及ぶ数値目標を明確にしたということは、それぞれの現場における取組を促すという点で、非常に成果があっわかりやすかったと思うのです。

そういう中で今後、議論の中でフォローアップする際に、数値目標に対してある一定の成果を挙げている場合に、その成果を挙げた要因について、それは制度を変えることによって変わったという場合もありますけれども、一方で現場の地道な活動、取組によって変わったというケースもかなりあるわけなのです。そういうところをできるだけ表に出して明らかにして、第3次計画が作られて以降、現場で何が行われたのか。それと数値目標と

の関係性や成果が上がってきた要因は何なのだろうかを検証するという視点は、非常に大事だと思うのです。

ごく1つの例ですけれども、農山漁村分野で先ほど農業委員が増えてきた、女性の委員が着実に増えてきている。まだまだ志半ばなのですけれども、女性の農業委員数が増えてきている中で、全国の女性の委員さんたちの作るネットワークで共有している1つの取組として、例えばですけれども、山形県が市町村のマップの上に、それぞれの市町村の女性農業委員が何人いるのか。ゼロのところはどこなのかというのが一目瞭然で分かる地図を作って、それで女性農業委員のネットワークの役員メンバーがそれぞれの市町村の首長さんのところへ行って、地図に示すような状況なのですけれども、いかがでしょうかという手法で女性の登用を働きかける取組を徹底して運動としてやったのです。

そういう手法というものが、山形県以外の女性の農業委員さんのネットワークでもよく採用されるようになって、いわば首長さんに対して議論し、考え方を突き動かすときの1つの素材にしたということなのです。これはあくまでも1つの例に過ぎないのですけれども、政策論的な観点ならば何をすべきだというのは政府として言えるし、自治体に対してもこういうことをすべきだということは言えるけれども、基本計画に出てくるいろいろな項目というのは現場の主体的な運動、取組にも手伝ってもらわないと、とても動かないことがたくさんあるのです。そうするとフォローアップの中で何故その目標、数値の一定の成果が出てきたということに対して、できるだけそうした民間、いわば現場の活動についても引き出しながら議論を進めていくことが大事ではないかと感じております。

それと関連するのですけれども、恐らく議論する時間が非常に限られていると思うので、かなり数値目標で出したところあたりを的にししながら、各分野でヒアリングが行われる可能性が強いと思います。そうすると、それぞれの目標数値というのは、その数値だけで独り歩きしているわけではなくて、きょうも課長さんが非常に懇切にこの背景の話をしていただいたように、それぞれの数値に対して重層的な関係にあることというのはかなりあると思います。例えばの例で言えば農山漁村分野では、農協の理事さんに女性を登用するのにどうするか。正組合員がそもそも少なかったり、ひいては組合の理事になるには一定のその人の経済的な背景がないとなかなかないということで、資産的な形成ということも実は背景に大きくかかわっている。そういうようなことが各分野の関連する項目で全部ちりばめて入っているわけです。そうすると、それぞれの数値目標に対して、それが独り歩きしているだけではなくて、各分野に書かれている文面とどう連動して、どう関係してくるのか。そのあたりの観点を踏まえながらフォローアップしていくことが、短い時間の専門調査会における議論の中で非常に大事ではないか。以上です。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

今の意見に対して何かありますか。

○伊藤調査課長 いろいろな貴重な御意見ありがとうございます。

目標は、私自身も見ていてなかなか直接的に、政策的にかかわるものも当然ありますけ

れども、確かに御指摘のあったような結果でしかないところもないわけではない。あるいは5年ごとにしか調査していないような指標もございまして、そうしますとそれがフォローアップすること自体がなかなか難しいような指標も中にはございます。私としてできるだけその中でもそれなりの柱になりそうな指標の中で、背景資料としていろいろ用意できればと思ったので、今回このような形で参考資料2のようなものを作らせていただきました。

今後ともそういう指標の動向については、できるだけそういうその指標自体が長期的にどういうグラフになっているかというだけではなくて、そのほかの指標もできるだけ用意できるものは用意しながらというふうにできたらいいなと思っておりますし、各省さん呼んだときに、是非そのあたりも含めて、その背景となるようなことがどうなっているかということが、もし御関心の事項があれば御質問をいただくとか、そういう形でうまく進めていければなとは思っております。

○鹿嶋会長 いずれにしても、国の行政のアクション・プランですので、ストレートに地方に落とせるかということ、落とせないような部分もあるわけです。だからそのあたりは例えば成功事例として農林水産省を通して情報を流してもらうという形になると思うのです。

なかなか難しいところがあって、例えば第3次で言うとクォータ制の問題、すなわち割り当て制の問題ですが、第3次計画では国会議員の女性の参画の拡大に向け、クォータ制の導入等の要請を各政党に行うという文言が入りました。ただ、これは政治の世界の問題です。立法府に対して物を言っているわけですから、そうすると行政が立法府に対してそこまで言えるのかという議論もあったわけです。結局、閣議決定していただいて、その文言が第3次計画に入っておりますけれども、そういう難しさも一部にはあるのです。

でも、五條委員のおっしゃったことはよくわかるし、例えば成功事例のサンプルみたいなサブテキストがあればもっといいのしょうけれども、ただ、基本計画作りの時に事務局にそこまで負担をかけるのは厳しいです。いずれにしても我々のほうでそういう認識のもとにその議論を進めていく姿勢は大事なのだらうと思っております。

林委員、どうぞ。

○林委員 今のお話しはすごくよかったのですが、今年度、指定都市市長会で、こういった女性の活躍推進テーマにした、「女性の社会進出プロジェクト」を立ち上げました。男女共同参画にも触れていますが、各首長さんは意識されていて、絶対にうちの市役所では出産があった際は男性全員が育児休暇等を取得する。2日でもいい、1日でもいい、3時間でもいい、全員がとらなければだめだと決めたのですよという話もありました。

これは、成功事例の話ですが、逆にそういう都市での取組を、首長が集まる場でもらってもいいのかなと思います。この基本計画の内容はすばらしいのですが、これを本当に完全に皆さんが理解しているかということ、まだ伝わっていないところもあるのではないかと思います。物すごく真剣になって各分野考えている自治体もありますし、私は指定都市市長会においていろいろと感じるのですが、やはり温度差もすごくあります。それ

は私ども首長の責任でもありますが、これを徹底的にPRする。第4次男女共同参画基本計画が策定されれば、それをPRするという活動がとても大事なのではないのでしょうか。すごくいいものなのです。この場に、私と男女共同参画担当の部長がお邪魔しておりますが、もちろん彼女たちはよく知っていますが、余り熟読していない人もいるかもしれないので、宣伝を徹底的にやる、そこはできるような気がしました。

指定都市市長会の中でこういうものを取り上げて、改めて皆さんと見ながら議論するというのも大事な点。そんな輪を起こしていくのもいいかなと思いました。

○武川局長 先ほど林先生、五條先生からお話がありましたけれども、確かに、次の男女共同参画基本計画がどんなふうになるのか注目していらっしゃる地方の団体も大変多くいらっしゃいます。政府の中だけで男女共同参画社会が作られるわけではないので、地方自治体であるとか農業委員であるとか、いろいろなところに運動が広がるような、そのための種がたくさんこの4次計画に入っているということが非常に重要であると思っています。先ほどのお話がありましたように、農業委員もかつては0.4%ぐらいでありましたけれども、女性ゼロの農業委員会をゼロにするというのは全国女性農業委員ネットワークでも、女性がゼロをゼロにしようということが国の計画に織り込まれているというのが1つの依拠になってというか、それを1つ引いて運動を広めていっていただいたりした面もたくさんあると思いますので、そういったいろいろなところに運動が広がるような計画とすること、市町村でも取り組んでいただけるような種をいっぱい入れた計画とすることというのは本当に大切であると思います。

それから、背景のデータについてのご意見がありました。おっしゃるように育休なんかでも北欧は高く日本は非常に低いわけですが、背景には北欧は男女の賃金格差が非常に小さくて、女性の方が賃金が高いようなカップルもたくさんいらっしゃるということもあって、そういった数字になっているということもあると思いますので、背景を押さえながら改善できる種があるところはどうも改善につなげるという面でも、数字を表面的に見るだけではなく、その背景を押さえるというのは大変重要であると思います。いろいろ私たちもその辺を見ながら資料をそろえたり、議論を深めたりしたいと思います。

○鹿嶋会長 幾つかの市を存じているのですが、今年度中に第4次の計画をつくるのです。国の第4次計画の推移を見守っているということをおっしゃっていますので、その意味では私たちがこれから作ろうとしている第4次の計画というのは、少なくともそういう参考になるような、ここまでやろうとしているんだというレベルのところまで持っていかないとまずいだろうと思うのです。だからこそそういう計画を作れば、五條委員のおっしゃったようにいろいろな形で地方でもそれに刺激されて、いい結果が出てくるのだろうと思うのです。そういう視点は是非持ち続けたいということと、林委員から物すごくほめられたのは大変うれしいので、是非宣伝しなさいと言われたので、是非横浜市でも将来宣伝していただきたいのです。ありがとうございました。

○松下委員 監視専門調査会に地方から加わらせていただいて、女子差別撤廃委員会なん

かのフォローもしたのですけれども、委員会がおっしゃることは本当にそのとおりだと思って、会議の中でも私たち委員も発言したのですが、なかなか進まない現状に、忸怩たるものがございました。

こういう国の計画とかいろいろなところの見解というのは、地方にもおりにきています。女性会館の指定管理者をしています。この第3次計画の中で「男性、子供にとっての男女共同参画」というところが入れば反映させて、私たちは男性介護者に注目した事業をやりましたし、貧困などと言われると、横浜市の女性センターでもやっていたらっしゃるように若年無業女性の支援をやっています。やはり計画は地方にいても、全国にセンターは380ぐらいあるのですけれども、皆が注目して、何とか地方の中で反映させてやっていけることはないだろうかと思っています。計画があることはすごく大事なことだと思っています。4次の計画も皆が注目してくださっていると思います。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

ほかに質問とか御意見はよろしいですか。事務局から補足はいいですか。

それでは、次に進みます。次回以降のフォーアップにつきましては、資料5-2のとおり進めさせていただくことにいたします。

今度は事前質問です。一番それがキーになるんだということを何度か申し上げましたが、事前質問の提出期限ですが、各府省から十分納得できるような説明をしていただく観点から、委員の皆さんは最初のヒアリングとなる12月5日実施予定の第1分野。第1分野は先ほど申しましたように、これは202030です。それから、第13分野のメディア、第14分野が地域防災、第15分野は国際ですけれども、短期間で大変申しわけないのですが、1週間後の11月27日木曜日までに事務局まで意見、質問を出していただきたいと思っております。

さらに言えば、第2回目のヒアリングになる12月16日実施予定のものは、第2分野の税と社会保障、民法、第7分野の貧困、第8分野のマイノリティの問題、第11分野の教育、第12分野の理系女子ということですので、ここはさらに1週間後の12月4日木曜日までに事務局に意見、質問を出していただきたい。

第3回目のヒアリングとなる12月25日の実施予定のところは、第3分野の男性、子供、第4分野の就業率とか就業継続率、第5分野のワーク・ライフ・バランス、第6分野の農山漁村、第10分野の健康ですが、こちらは12月11日までに事務局に質問を出していただきたいと思っております。

とうことで、毎週木曜日が各会の質問事項の提出期限としたいと思っております。そして、委員の皆さんからいただいた事前の質問を中心にヒアリングを行うこととなります。ですからなるべく多くの質問、といっても多数来てしまった場合は、最大公約数的にまとめながら回答していただくことになるのですけれども、そういうふうをお願いをしたいのですが、よろしいでしょうか。どうぞよろしく願いいたします。

ということで本日の議題は以上でございます。今の件で質問等々ございますか。よろし

いですか。

では、最後に事務局から連絡があります。

○伊藤調査課長 本日、御審議いただきましてどうもありがとうございました。

合同会議の毎回の議事内容につきましては、先ほど決めていただきました運営規則に基づきまして、内閣府のホームページに議事要旨、議事録という形で公開をさせていただく予定でございます。

議事要旨は本日の議事内容をごく簡単にまとめたものということで、こちらにつきましては事務局から作成したものを鹿嶋会長の御確認を経て、速やかに公表させていただきたいと思っております。

議事録につきましては、本日の会合の場での発言内容を逐語でまとめたような形になりますけれども、こちらにつきましては事務局で作成した案を本日、御出席の委員の皆様方に御確認をいただきまして、鹿嶋会長の御確認を経た後、公表させていただくことにしたいと思っております。

御確認のお願いに関しまして、後日メールの方で御連絡をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次回の合同会議につきましては、12月5日金曜日、1時から3時まで、場所はここと同じ講堂ということで予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

○鹿嶋会長 それでは、これで本日の合同専門調査会を終了いたします。どうも皆さんありがとうございました。